

教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 26 年 12 月 17 日
開 会 時 刻	午前 10 時 55 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 12 分
出 席 委 員 名	◎中村豊治 ○上田修一 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 福井輝夫 藤原清史 工村一三
	中山裕司
	小山敏 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	なし
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	1 おばたグループホームの建物等の今後の方向性について
説 明 員	健康福祉部長 健康福祉部次長 高齢・障がい福祉課長
	介護保険課長

協議結果並びに経過

中村委員長開会を宣言し、直ちに会議に入り、「おばたグループホームの建物等の今後の方向性について」を協議しましたが、その概要については次のとおりでした。

開会 午前10時55分

【おばたグループホームの建物等の今後の方向性について】

◎中村豊治委員長

ただいまから、教育民生委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日、御協議願います案件は、「おばたグループホームの建物等の今後の方向性について」であります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任を願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら行いたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

それでは「おばたグループホームの建物等の今後の方向性について」の御協議をお願いいたします。

当局からの説明をお願いします。

健康福祉部長。

●鈴木健康福祉部長

本日はお忙しいところ、教育民生委員協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、ただいま委員長から御案内がありました「おばたグループホームの建物等の今後の方向性について」でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく御申し上げます。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

おばたグループホームにつきましては、8月26日の教育民生委員協議会におきまして、事業見直しに係る進捗状況を御報告させていただいたところでございますが、建物等の今後の方向性について御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、資料1番の趣旨といたしまして、障害者グループホームの整備は重要な課題でありますことから、廃止後のおばたグループホームを民間に譲渡し、障害者グループホームとして運営する社会福祉法人を公募型プロポーザル方式にて公募をさせていただきたいと考えております。

2番の民間への譲渡予定年月日につきましては、平成27年4月1日で、譲渡後、平成27年10月までに運営を開始していただく予定でございます。

3番の譲渡施設の概要といたしましては、小俣町宮前31番地2にございます木造平屋建ての施設でございます。

4番の譲渡等につきましては、運営法人の安定的かつ継続的な施設の管理運営、サービスの提供に資するため、運営法人に対し、土地を無償貸与、建物及び備品を無償譲渡したいと考えております。

公募するに当たりましては、障害のある方々へ、より確実な障害福祉サービスを提供できる法人の選定を行うため、5番の公募型プロポーザル参加資格要件といたしまして、(1)番といたしまして、1年以上の実績のある、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること。

(2)番といたしまして、法人としての運営が適正に行われており、平成26年10月1日現在、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

要件といたしまして①番で、共同生活援助サービスを1年以上実施していること。また、②番で、法に基づく事業者指定を受け、社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を1年以上実施していること。

(3)番といたしまして、障害福祉サービス事業について、過去3年以内に都道府県又は区市町村が実施した指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。

これらの資格要件を満たす社会福祉法人を対象に公募させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いします。
福井委員。

○福井輝夫委員

おばたグループホームのことについてお聞きいたします。

まず、土地無償貸与ですね、これはそれでいいとしても、建物それから備品の無償譲渡ということなんです、備品にどのようなものがあるのか、ちょっとリストを上げていただいているのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

ただいまの福井委員の御質問にお答えをいたします。

備品につきましては、例えば冷蔵庫、掃除機、それから椅子、机等、一般的な備品がございます。この備品については、一覧どのようなものがあるかということは、現在一覧を作成中でございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

備品一覧が作成できたら、また配付いただけますか。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

作成後、お渡ししたいと考えております。

よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

それとお伺いします。以前にエアコンの室外機が盗難に遭ったと聞いたことがあるんですが、何台中何台盗難があったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

エアコンの盗難につきましては、8月の31日に全部で15台ございますエアコンのうち、6台が盗難に遭い、そのうち1台が破損されました。その後、再度盗難1台されたということで、7台のエアコン室外機が盗難に遭いました。

以上でございます。

◎中村豊治委員長
福井委員。

○福井輝夫委員
はい、わかりました。

7台が盗難で、1台破損ということは、8台使えない状態になっておるといことなんですが、この備品無償譲渡ということですが、それはそのままの状態で譲渡と考えていいのか、それともその部分については、復旧というか新しく整備して譲渡するのか、ちょっとその辺についての考え方をお聞かせください。

◎中村豊治委員長
高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

エアコンのその後の対応についてでございますが、8台につきましては、施設の中に、全部外しまして保管をさせていただいたところでございます。

ただ、この室外機につきましては非常に古いものでございますので、再度付け直しということが、工事関係の電気屋さんを確認をいたしましたところ、再度使うことがなかなか難しいというようなことも伺っております。

そのような状況の中で、保険がどのように対応できるのか、そういったこともただいま検討中でございますので、御理解を賜りますように、よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長
福井委員。

○福井輝夫委員
保険の適用があれば、一応譲渡するまでに保険を適用してつけると、適用がなかったら、もうそのまま譲渡という考えでよろしいですか。

◎中村豊治委員長
次長。

●江原健康福祉部次長

そのところにつきましても、本日の協議会で御意見をいただいた上で、今後プロポーザルにおきまして、ちょっと内部で検討していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

他にありましたら。

工村委員。

○工村一三委員

少しお尋ねいたします。

譲渡に関しまして、土地を無償貸与、それから建物・備品を無償譲渡するというお話しになっておりますけど、この無償譲渡あるいは土地無償貸与に至るまでの経過ですね、どういう形ということでお決めになったのか、その辺だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

土地を無償貸与、それから建物を無償譲渡するに至った経緯でございますが、この度障害者のグループホームに転用するに当たりまして、障害者の施設というのが非常に少ないという状況の中で、喫緊の課題であるということから、まず障害者のグループホームに転用ということとなりました。

ただ、障害者のグループホームといいますのは、採算の取れるような事業ではないということから、非常に実施をしていただくと事業所におきましても採算が取りにくいというふうな状況から、土地におきましても、建物におきましても、このような状況で進めたいということでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

わかりました。

今までのグループホームでやられとったということで、たぶんこれ障害者の方たちのホームになるということになってきますと、ある程度の改修工事が必要だと思います。

その改修に関しましてはプロポーザルで受けられた業者さんがやられると、法人さんがやられるという解釈でよろしいでしょうか。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長
仰せのとおりでございます。

◎中村豊治委員長
工村委員。

○工村一三委員
最後にしますけど、これの伊勢市で現在、おばたグループホームの建物あるいは備品に関して、減価償却はまだだいぶ残ってますでしょうか。

◎中村豊治委員長
高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長
細かな減価償却ということではございませんが、備品を含む残存価格と申しますか、返還金が生じ得るとなりますと、備品を含む建物と全体で約900万程度ということでございます。
以上でございます。

◎中村豊治委員長
工村委員。

○工村一三委員
そうしますと減価償却は、市のほうで今後この900万に対しては返していくという考え方でよろしいでしょうか。
それと、どれくらいの時期をかけて…。

◎中村豊治委員長
高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長
最終的なこの決算については、年度終了後、御報告をさせていただくところでございます。その際に減価償却の状況についても御報告をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

（「わかりました」と呼ぶ者有り）

◎中村豊治委員長
よろしいですか。
他にございましたらお願いします。

中山委員。

○中山裕司委員

ちょっとお尋ねいたしたいと思うんですが。

この土地、建物は公有財産として、財産台帳に載っておりますか、載っておらないか。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

補助を受けているという状況の中で、財産の処分の手続きも国へ上げていく予定でございます。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

そうじゃなしに、この今建っておるところのグループホームの土地、建物は公有財産でしょ、これ。公の財産なんですよ。これは、公の財産として当然市の財産台帳に記載されとると思うんですよ。記載されとらんとおかしい。

そうすると、土地の無償貸与というのが、これは所有権が移りませんが、建物が無償で現況有姿のまま譲渡するということは、これ所有権移転してしまうわけなんですよね、恐らく。譲り受けた側のほうへ向けて、この建物だけは…、土地は無償貸与ですから、これは名義変わりません。しかし、建物は変わってしまう。

そのときに、この財産処分としての問題が起こってくる。財産を処分するんだから。そういうようなこともあわせもってどういうふうな考え方で無償譲渡というような形でしたのか。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

この財産の処分につきましては、本来でしたら地方自治法に基づいて、条例で公益的な事業を公益的な団体が実施する場合においては、条例において無償で貸与することができるというような項目がございますことから、この条例に基づきまして建物につきましても、無償提供とさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

貸与と譲渡は違うんですよ。おわかりのとおりなんですけども。

貸与というのは、あくまでも貸すわけですから、これはそのまま伊勢市の名義になっておるわけですから、この土地そのものは…、建物もそうなんですよ。

ところが譲渡という、今も言ったように譲り渡してしまって、所有権登記されて、名義が変わるわけなんですよ。

これは明らかに財産の処分になってしまうということなんですよ、これ。

その辺をきちっと皆さん方がわかっておられて、こういうような形になるのか、やっぱり財産処分としてきちっとその手続きを取らなきゃならんのと違うかなと。

◎中村豊治委員長

健康福祉部次長。

●江原健康福祉部次長

財産につきましては、手続き上、一旦普通財産に用途を変えまして、それから譲渡するというようなことになろうかと思えます。

これは議会の議決要件とかいうふうな部分が、御指摘の部分がその部分かなというふうには思っております。これにつきましては、財産条例で公有財産を譲渡する場合、公共団体もしくは公共的団体というような規定がございますので、先ほど課長が申しあげましたように社会福祉法人に譲渡していくというふうな部分でいきますと公共的団体に当たるといふようなことで、財産条例を使いまして譲渡していこうというふうにご考えておるところでございます。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

社会福祉法人だからこうだというような今の説明はわからなくてもいいですが、基本的にはやっぱり公有財産であって、普通財産には一旦組み替えて、それから処分をどうするかということを考えていかんといかんとということをお願いしておくので、その辺での手続きをきちっとしてかんと……、いわゆるその貸与はよろしいよ、譲渡ということになると、さっきも言ったように名義が変わってしまうわけですから、譲渡するのは今の話さうでしょう。譲渡するわけですから、甲から乙に変わっていくということになれば、当然、甲から乙の名義に変わってしまうという形になるわけだから。

そうなってくると財産処分という形にならざるを得んということですから、その辺をきちっとしてかんと…、手続き上ね。

もういいです、わかっておられるんやったら、それでいいです。そこら辺がちょっとやっぱりわかっておるのか、わかっておらないかということやもんで、あえて申し上げておきたいということで。

◎中村豊治委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者有り）

他にございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

他に御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件につきましては、これをもちまして終わりましたので、これ
をもちまして教育民生委員協議会を閉会をさせていただきます。

閉会 午前11時12分